



小鹿総第120号
令和7年7月7日

小鹿野町特別職報酬等審議会会長 様

小鹿野町長 森 真 太 郎



議会議員の報酬並びに小鹿野町特別職の給料について（諮問）

小鹿野町特別職報酬等審議会条例（平成17年小鹿野町条例第25号）
第2条の規定に基づき、下記事項についてご審議いただきたく、ここに
諮問いたします。

記

1 諮問事項

- （1） 議会議員の報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の
額の改定の必要について
- （2） 改定が必要な場合は、改定後の月額及び改定の実施時期につ
いて

2 諮問の要旨

小鹿野町議会議員の報酬の額については、平成17年12月1日
の改定を最後に、現在に至るまで据え置かれている状況であります。
その職務の性格及び責任の度合いに対して、県内の他町村と比較し
ても低額なものであり、改定が必要であると考えております。併せ
て、町長、副町長及び教育長の給料の額についても、平成17年
10月の町村合併以降、一度も改定されておらず見直しを検討する
必要があると考えております。

改定の必要性並びに改定後の報酬及び給料の額について、本町を
取り巻く社会経済状況等を踏まえ、町民の理解が得られるものとす
るために、貴審議会へ意見を求めるものであります。